

司法試験の出題に係る法令について（案）

令和5年11月〇〇日司法試験委員会決定

- 1 各年における司法試験については、当該年の1月1日現在において施行されている法令に基づいて出題する。
- 2 例外的に、各科目別の考査委員において、1と異なる取扱いとすることを相当と認めるときは、司法試験委員会に対し、1と異なる取扱いとする旨を速やかに広報するよう求める。

附則

次に掲げる決定は、廃止する。

- 1 「司法試験の出題に係る法令について」（平成17年5月31日司法試験委員会決定）
- 2 「司法試験（租税法）の出題に係る法令について」（平成18年11月8日司法試験委員会決定）